

意見提出手続

平成27年4月15日

市民の皆様へ

旭川市長 西川 将人

「住民基本台帳関係事務の特定個人情報保護評価書（案）」 に対する意見等の募集について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）による社会保障・税番号制度導入に伴い旭川市では、住民基本台帳関係事務に使用している住民基本台帳システムにおいて、個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有するための改修を行っています。

マイナンバー法によりますと、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとされています。

つきましては、旭川市の住民基本台帳関係事務の特定個人情報保護評価書（案）に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

平成27年4月15日（水）～平成27年5月15日（金）

2 意見募集のテーマ

「住民基本台帳関係事務の特定個人情報保護評価書（案）」に対する意見、提言など

3 意見の提出先とお問合せ先

〒070-8525

旭川市6条通9丁目 総合庁舎1階

旭川市 市民生活部 市民課 管理担当

電話：(0166) 25-6204 FAX：(0166) 24-6967

電子メール：simin@city.asahikawa.hokkaido.jp

4 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。（使用できる言語は日本語のみとします。）

- (1) 郵送または持参
- (2) ファクシミリ送信
- (3) 電子メール（Eメール）送信
 - * 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。
- (4) 電子申請
 - * 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。
- (5) その他
 - 各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函いただくこともできます。（各支所は出張所、各公民館は分館を除きます。）
 - * 投函にあたっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りのうえホチキス止めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）
- (イ) 意見提出者の区分 ～ 「意見書」をご覧ください。
- (ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称 ～ 「住民基本台帳関係事務の特定個人情報保護評価書（案）」と記載してください。

5 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表いたします。公表に関する書類は、市民課、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館で配布する予定です。

また、本市ホームページでもお知らせします。（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>）

お寄せいただいた御意見は、公表します。（氏名・住所等の個人情報は除きます。）